

生活困窮者自立支援法の各事業の内容及び要件について

(資料61-1)

事業名	事業内容	対象要件
自立相談支援事業	就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施	特になし
住居確保給付金	離職等により住居を失った又は住居を失うおそれのある生活困窮者に対し家賃相当の「住居確保給付金」(有期)を支給	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢等要件 申請日において、65歳未満で、かつ、離職等の日から2年以内 ・収入要件(収入基準額) 単身世帯：137,700円以下 2人世帯：194,000円以下 ・資産要件 単身世帯：504,000円以下 2人世帯：780,000円以下
就労準備支援事業	就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施	<ul style="list-style-type: none"> ・収入要件 申請日の属する月の申請者等の収入の合算額が、収入基準額以下であること ・資産要件 申請日における申請者等の所有する金融資産の合計額が、「基準額」×6以下であること
一時生活支援事業	住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・収入要件 申請日の属する月の申請者等の収入の合算額が、収入基準額以下であること ・資産要件 申請日における申請者等の所有する金融資産の合計額が、「基準額」×6以下であること
家計改善支援事業	家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を実施	特になし
子どもの学習支援事業 その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業	生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業を実施	各実施主体において、地域の実情を踏まえ対象者を設定